

パブリックコメントを受け、本市の考え方を 公表します

加古川市開発事業の調整等に関する条例の改正
(小規模な太陽光発電施設の設置に係る届出) 骨子案について

主催	開発指導課
日時	令和3年1月27日(水)より
場所	市ホームページ上
内容	<p>1,000㎡以上5,000㎡未満の小規模な太陽光発電施設の設置に際し、「加古川市開発事業の調整等に関する条例」の改正骨子案についてパブリックコメント(意見公募)を実施しました。</p> <p>ご意見を受け、対象事業面積の下限を1,000㎡から500㎡に引き下げ、500㎡以上5,000㎡未満に見直し、条例改正に向けた手続きを進めます。</p> <p>(初めて)</p>
対象(参加者)	市内に小規模な太陽光発電を設置する事業者
定員	—
参加費	—
申込先・方法	—
目的・背景 その他	ご意見の趣旨を踏まえ、1,000㎡未満の規模であっても近隣住民へ事前説明を求めることが望ましいことから、事業面積の下限を変更します。
市ホームページ	掲載済み
広報かこがわ	



加古川市 開発指導課 開発指導係 (担当: 平松・橋本)
☎079-427-9261 (内線 3348)